

答 申

1 審査会の結論

佐賀県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不開示決定において、全部を不開示とした処分は妥当ではなく、別表 2 に掲げる部分は開示すべきである。

2 審査請求に至る経過

（1）個人情報の開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定により、令和 6 年 12 月 23 日付け（同年 12 月 26 日受付）で実施機関に対して、「令和 7 年度佐賀県公立学校教員採用選考試験（秋選考・小学校教諭等）受験番号〇〇〇〇 〇〇〇〇の模擬授業、面接試験の観点別評価（部分点）及び賞罰による評価の影響（加減点の有無）」について、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、本件開示請求について、開示決定等期間を令和 7 年 2 月 9 日まで延長した上で、令和 7 年 2 月 7 日付けで、法第 82 条第 2 項の規定により、その全部を不開示とする保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 7 年 2 月 17 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書、反論書及び再反論書において概ね次のとおり主張し、本件処分の取消し（不開示部分の開示）を求めている。

（1）他の自治体に於いて開示請求により本人へ評価の観点に基づいた評価についての開示を実施している所があり、不開示とするのは法律の運用を誤っている。

（2）処分庁は選考基準について公表をしているが、それぞれの評価についてどのように点数がつけられているかを開示していない。評価基準が不明でも評価の詳細

を知ることができたら次回以降の試験で改善をすることも可能となる。評価の透明化は受験者の自己改善を促し、教員志望者の育成にも資するものである。教員不足が深刻化する中で、項目ごとの評価点の開示は社会的にも求められる時代的要請である。

- (3) 「受験対策されてしまう」とのことだが、筆記試験内容、面接試験に於いては質問内容や模擬授業の内容について同一のものを採用しているのであればその理屈は通るが、毎年試験内容を教育委員会にて作成をして実施しているはず。また、昨今様々な採用試験対策の問題集、面接質問集、過去問集等が出ているのを見逃しているのは矛盾している。さらに大学等専門機関に於いても過去の試験内容から対策をしている学生が多くいることも無視されている。仮に受験対策が可能になるとしても、それ自体は試験制度の透明性に基づく当然の結果である。
- (4) この点（希望者への成績開示）については間違いなく運用されている。しかし、筆記はともかく面接、模擬授業は点数だけではなくにがよくて何が課題なのかが全く見えないことが問題である。誠実さ○点、使命感 x 点、もしくは3～5段階といった評定のように開示してほしいと願っている。また、氏名を伏せた上で試験官のコメント等もあれば、教育的なフィードバックとして極めて有用である。
- (5) 法第78条第1項第7号に該当するとする具体的事実及び当てはめは抽象的な説明にとどまっており、なぜ本件情報の開示が「事務又は事業の適正な遂行に著しい支障」を及ぼすのかが明らかにされていない。このような説明では、法及び行政手続法にいう理由提示として不十分である。
- (6) 採点者が苦情や批判を恐れて率直な評価ができなくなるとの主張についても、審査請求人は評価者の氏名等を求めておらず、部分開示による対応が十分可能であり、全面的な不開示を正当化する理由とはならない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書、再弁明書において概ね次のとおり主張し、本件処分は妥当であると弁明している。

- (1) 個人情報の保護に関する法律に係る事務は「自治事務」であり、法令の解釈、運用については各自治体に裁量が認められており、他の自治体と異なる法令の解釈、運用を行ったことをもって法律の運用を誤っているとは言えない。
また、他の自治体で開示された情報は、本事案で対象となっている保有個人情報とは別の情報である。

- (2) 評価基準については、令和7年度佐賀県公立学校教員採用選考試験(秋選考)の実施要項を公表しており、当該実施要項には「個人面接は、誠実さ、使命感、社会性、コミュニケーション力、意欲・行動力、課題解決力等を総合的に評価する。模擬授業は、授業の構成、表現力、態度等を総合的に評価する。」と記載している。

一方で、個別具体的な評価基準は公開していない。その理由は、当該評価基準に基づき毎年の試験内容を作成していることから、個別具体的な評価基準を公表すれば、受験者が試験の準備をする際に、受験技術の先行を招き、受験者の資質・適性等についての適正な評価を困難にし、教育にふさわしい人物を採用することができなくなるおそれがあるためである。そして、観点別評価(部分点)を開示すれば、前述の個別具体的な評価基準が推測されるおそれが生じる。過去の試験内容から対策をしている学生が多くいるのであれば、具体的な評価基準を公表することによって、佐賀県の教員採用試験に特化した対応が可能となることから、さらに受験技術の先行を招き、教育にふさわしい人物を採用することができなくなるおそれは、さらに強くなると言える。

- (3) 模擬授業の得点や面接の得点、総合得点のランクについては、令和6年〇月〇日付教委教親第〇〇号の通知書で開示をしている。このように、佐賀県では電子申請時に成績開示を希望した受験者全員に、公平、適切に情報開示を行っている。

- (4) 教員としてふさわしい資質・能力及び人格を備えた人材を選考試験によって採用するためには、採点を行う者の観察や率直な意見は不可欠であり、また、当該観察、意見に基づく採点も同様に不可欠となる。観点別評価(部分点)を開示することによって、採点を行う者は、評価に対する質問、苦情、批判等をおそれることとなり、観察に基づいた率直な意見の記載や採点をためらうことにつながる。また、採点者は、ごく限られた時間の中で意見を記載することが求められるが、これが開示されることになれば、率直な意見の記載が困難となる。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

- (1) 本件処分における理由付記について

実施機関は、「受験者の資質、能力、専門性、人間性、社会性等を多面的かつ公平に判断するために必要な事項が数多く記載されている。これらの情報を開示すれば、受験者が本来有している資質等を判断することができなくなり、その結果、教育職にふさわしい人材の採用に支障を来す恐れがある」ため、法第78条第1項第7号に該当するとして不開示としているところ、審査請求人は、本件処分にお

ける理由付記が抽象的な説明にとどまっており、法及び行政手続法（平成5年法律第88号）第14条にいう理由提示として不十分であると主張しているもので、まずこの点について検討する。

保有個人情報開示請求の不開示決定は申請拒否処分に当たり、行政手続法第8条において、処分と同時に申請者に対して当該処分の理由を示さなければならないとされているところ、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保としてその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、不服申立てに便宜を与える趣旨と解される。このような趣旨に照らすと、開示請求者において、法第78条第1項各号の不開示情報のどれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならないが、この点、実施機関は根拠規定を示すとともに、具体的な支障を記載しており、理由付記に不備があるとは認められない。

（2）不開示情報への該当性について

法第78条第1項では、保有個人情報の開示請求があつた場合、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に同条各号に規定する不開示情報のいずれかが記録されているときを除いて、当該個人情報を開示しなければならないとされている。

実施機関は、本件開示請求に対して、法第78条第1項第7号に該当する不開示情報が記録されていることを理由として、本件処分を行っている。

このため、審査会においては、法第78条第1項第7号への該当性について検討することとする。

ア 法第78条第1項第7号への該当性についての考え方

法第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とすることを定めたものである。本条7号イからトに掲げた支障（「次に掲げるおそれ」）は典型的な場合の例示であり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断することになる。

当該おそれがあるかどうかは、当該事務又は事業（将来の事務又は事業を含みうる）の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかで判断する。

イ 不開示決定の妥当性について

審査会において、実施機関が審査会に提出した、請求に係る保有個人情報が記載された公文書を確認したところ、実施機関は当該公文書の名称を含めた全

体を不開示としている。

この点、選考試験の性質上、受験者の評価を記載した文書は当然に作成されるものであって、当該公文書の名称や当該公文書への記載情報を示す項目名について、開示することで法第78条第1項第7号に該当するおそれがないことは明らかであるため、一律に不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

ウ 個人情報に記載されている公文書について

本件開示請求に係る保有個人情報は、「令和7年度佐賀県公立学校教員採用選考試験（秋選考・小学校教諭等）受験番号〇〇〇〇 〇〇〇〇の模擬授業、面接試験の観点別評価（部分点）及び賞罰による評価の影響（加減点の有無）」である。

実施機関が当審査会に提出した当該保有個人情報が記載されている公文書を確認したところ、当該公文書は、各受験者に係る採点者の評価（模擬授業及び個別面接）等を記載した公文書である。また、本件開示請求に係る「賞罰による評価の影響（加減点の有無）」について実施機関に確認したところ、賞罰について個別に採点する仕組みを設けておらず、あくまでも評価を総合的に判断する材料の一つとして、採点者の記載内容（受験者の評定及び観察メモ）に影響を与えている可能性があるということだった。

エ 個々の情報の不開示情報該当性について

対象公文書は、表紙（公文書の名称、試験名、班名、試験日等が記載されたもの）及び評価票で構成されており、評価票の内容は別表1のとおりである。

このうち、表紙の記載事項及び評価票のうち別表2に掲げる部分については、受験者自身の情報、実施機関が公表している実施要項に記載されている情報（記載されている情報と性質が同じ情報も含む）及び選考試験において受験者が当然知り得る情報であるから、開示すべきである。

一方、表1における②、③及び⑦のうち、項目の名称以外の評定の段階、満点の場合の合計点及び段階ごとの評定（点数）については、実施機関内部における評定方法に関する情報である。

実施機関に確認したところ、模擬授業及び個人面接の評定結果は、各採点者が記載した受験者の評定（点数）がそのまま選考の得点となるものではなく、一定の換算処理を行った上で、最終的な得点となるとのことであった。

したがって、当該情報を開示した場合、受験者に対して既に開示済みの得点情報との関係において齟齬が生じ、選考結果に関する誤解や混乱を生じさせるおそれがあり、選考結果に対する多数の照会、説明要求等が予想され、選考事務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがある。

また、換算処理の詳細が明らかになることにより、受験者が特定の評価項目に重点を置くなどの受験対策を行うことを容易にし、受験者の資質、能力及び適性を総合的に評価するという選考の目的に支障を及ぼすおそれがある。

⑤のうち個人面接の評価の観点（小項目）については、採点者が面接において重視する具体的な着眼点が記載されている。これらの項目は、実施要項に記載された評価項目を更に具体化した基準となっており、当該情報を開示した場合、受験者が当該項目に対応した受験対策を行うことを容易にし、その結果として受験者の本来的な資質、能力及び適性を把握することが困難となるおそれがある。

さらに、⑥及び⑦の観点別の受験者の評定（部分点）並びに受験者の合計点については、これを開示することにより、前述の評定の段階等と同様に選考結果に関する誤解や混乱を生じさせるおそれがある。

さらには、採点者の筆跡が判別できることに加え、採点者が3人と少数であることから、誰が採点したかがある程度推知され、その結果、採点者個人の特定につながる可能性があるため、採点者において自らの評価に対する質問、苦情又は批判等を意識し、率直な評価をためらうことが相当程度予想され、選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

⑧の観察メモについては、採点者が受験者に対する評価や所見を自由に記載するための欄であり、その内容は採点者による率直な観察及び評価を前提として作成されるものである。当該情報を開示することとなれば、採点者が自由な記載を差し控えることとなり、受験者に対する多面的かつ実質的な評価が困難となるおそれが認められる。

以上のことから、これらの情報は、法第78条第1項第7号に規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当すると認められ、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

（3）審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張しているが、審査会は、実施機関が行った開示決定等に対する審査請求についての調査審議を行い、法令の解釈と適用によりその妥当性について判断する機関であり、審査請求人の主張の是非については、審査会の判断するところではない。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和8年2月19日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和8年6月26日 (令和8年度第1回審査会)	・ 審 議
令和8年8月5日	・ 答 申

(参考) 調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長
島添 啓子	税理士	
田代 祐誠	弁護士	会長職務代理者
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	

別表 1 (評価票の内容)

	欄	内 容
①	受験者の情報等	受験日、班名、受験学校種別、科目、受験番号、面接時間、氏名、性別、年齢、教職免許及び資格、現職経験等、最終学歴・出身校
②	模擬授業の評定の基準	項目の名称、満点の場合の合計点、評定の段階、段階ごとの評定 (点数)
③	個人面接の評定の基準	項目の名称、評定の段階、段階ごとの評定 (点数)
④	模擬授業の評価の観点	評価の観点
⑤	個人面接の評価の観点	評価の観点 (大項目)、評価の観点 (小項目)
⑥	模擬授業の評定 (点数)	観点別の受験者の評定 (部分点)、受験者の合計点
⑦	個人面接の評定 (評定の段階及び点数)	評定の段階、項目の名称、満点の場合の合計点、観点別の受験者の評定 (部分点)、受験者の合計点
⑧	観察メモ	項目の名称、評価者への指示書き、評価者の自由記載
⑨	確認事項	受験者への確認事項及び回答内容

別表 2 (開示相当の部分)

	欄	内 容
①	受験者の情報等	受験日、班名、受験学校種別、科目、受験番号、面接時間、氏名、性別、年齢、教職免許及び資格、現職経験等、最終学歴・出身校
②	模擬授業の評定の基準	項目の名称
③	個人面接の評定の基準	項目の名称
④	模擬授業の評価の観点	評価の観点
⑤	個人面接の評価の観点	評価の観点 (大項目)

⑦	個人面接の評定（評定の 段階及び点数）	項目の名称
⑧	観察メモ	項目の名称、評価者への指示書き
⑨	確認事項	受験者への確認事項及び回答内容